

一般社団法人 社会活動機構 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人社会活動機構（以下、「本会」という。）と称し、英文では Organization of Alternative Social Information System と表示し、その略称をOASISと表示する。

(主たる事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を長野県長野市稲里町中央三丁目3番23号に置く。

(目的)

第3条 本会は、環境と調和した持続性のある地域社会の発展をめざし、文化・芸術活動やスポーツ・レクリエーション等の促進による豊かでうるおいある生活の資質向上を図り、かつ新たな産業や雇用の創出の促進と次世代の担い手を育むことにより、活力ある地域社会の構築に資する非営利活動を目的とした次の事業を行う。

- (1) 講演会、フォーラム、出張講座等の企画、運営に関する事業
- (2) 広報、出版等の情報の発信に関する事業
- (3) 地域活動団体、企業、個人等の相互交流および協働に関する事業
- (4) スポーツ、レクリエーション等の余暇活動の企画、運営等に関する事業
- (5) 文化・芸術等のイベント、講座等の企画、運営等に関する事業
- (6) 環境や地域の歴史、文化等の教育支援、生涯学習に関する事業
- (7) 地域資源を活用した技術および商品の開発、販売等に関する事業
- (8) 食育の促進および食文化の振興発展等に関する調査研究、普及啓発に関する事業
- (9) インターンシップ、ボランティア等の社会参加活動の斡旋、仲介、証明等に関する事業
- (10) 行政、地域活動団体、企業等への助言および施設管理運営等に関する事業
- (11) 企業、団体における人材育成および社会貢献活動の支援に関する事業
- (12) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

(公告)

第4条 本会の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第2章 社員

(種別)

第5条 本会に、次の会員を置く。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 本会の事業を賛助するために入会した個人又は団体
- (3) プロフェッショナル会員 本会の事業を技術、知識の面で援助するため入会した個人
- (4) サポート会員 本会の事業に参加、協力するため入会した個人又は団体

2 前項の会員のうち、正会員をもって一般社団法人及び一般社団法人に関する法律上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 本会の正会員又は賛助会員として入会しようとするものは、理事会の定める所定の様式により申し込みをし、代表理事の承認を受けなければならない。

(入会金及び会費)

第7条 正会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入するものとする。

2 賛助会員は、総会において別に定める賛助会費を納入するものとする。

(社員の資格喪失)

第8条 会員が次の各号に該当する場合には、会員たる資格を失う。

- (1) 本人から退会の申し出があったとき
- (2) 本人が成年被後見人又は被保佐人になったとき
- (3) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき
- (4) 2年以上会費を滞納したとき

(5) 除名されたとき

(6) 本会が解散したとき

(退会)

第9条 会員は、理事会の定める所定の様式による退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 当会の会員が、当会の名誉を毀損し、当会の目的に反する行為をし、会員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般社団及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第49条第2項に定める社員総会の特別決議によりその会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第11条 退会し、又は除名された会員が既に納入した入会金、会費その他の抛出金品は、返還しない。

第3章 総会

(社員総会)

第12条 当会の社員総会は、定時総会及び臨時総会とする。

2 定時総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催する。

3 臨時社員総会は、次の場合に開催する。

(1) 正会員現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき

(2) その他代表理事が必要と認めたとき

(開催地)

第13条 社員総会は、主たる事務所の所在地等において開催する。

(権限)

第14条 総会は、この規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算の設定及び変更に関する事
- (2) 事業報告及び収支決算に関する事
- (3) 定款及び諸規則の制定及び改廃に関する事
- (4) 解散及び残余財産の処分に関する事
- (5) 会員の除名に関する事
- (6) その他、本会の運営に関する重要な事項

(招集)

第15条 総会の招集は、法令に特段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

(総会の議決方法等)

第16条 総会は、正会員（個人）及び正会員（団体）現在数の過半数の出席をもって成立する。

- 2 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。なお、正会員（団体）の議決権は、1団体につき1個とする。
- 3 総会の議事は、議決権を有する出席会員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決すところによる。
- 4 正会員は、委任状その他の代理権を証明する書面を代表理事に提出して、代理人によってその議決権を行使することができる。

(議長)

第17条 総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

(議事録)

第18条 社員総会の議事については、議事録を作成する。

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

(専決処分)

第19条 代表理事は、総会を招集するいとまのない場合、総会の議決事項について専決処分することができる。

- 2 前項の規定により専決処分したときは、代表理事は、次の総会に報告し、その承認を得なければならない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第20条 本会に、次の役員を置く。

理事 3名以上10名以内

監事 2名以内

- 2 理事のうち、2名以内を代表理事とする。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

(職務)

第22条 代表理事は、当法人を代表し、その業務を執行する。

- 2 代表理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の職務の執行を監査すること。

- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事の意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。
- 5 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

(役員任期)

第23条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 役員は、辞任又は任期の満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(役員解任)

第24条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、社員総会の決議によって解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(役員報酬等)

第25条 理事及び監事に対しては、総会において定める範囲内で、総会において定める報酬等の支給に基準に従って算出した額を、報酬等として支給することができる。

(顧問)

第26条 本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の推薦により、代表理事が委嘱する。

- 3 顧問は、特定の重要な事項について、代表理事の諮問に応じる。
- 4 顧問に対しては、総会において定める範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算出した額を、報酬等として支給することができる。

(職員)

- 第27条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。
- 2 職員は、代表理事が任免する。

第5章 理事会

(構成)

- 第28条 本会に理事会を置く。
- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第29条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。
- (1) 総会に付議すべき事項
 - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (3) 代表理事の選定及び解職
 - (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(招集)

- 第30条 理事会は、代表理事が招集する。
- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

- 第31条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。
- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、他の理事がこれに当たる。

(決議)

第32条 理事会の決議は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第6章 資産及び会計

(事業年度)

第34条 当法人の事業年度は、毎年10月1日に始まり、翌年9月30日に終わる。

(事業報告及び決算)

第35条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が当該事業年度に関する書類を作成し、定時総会に提出又は提供し、承認を受けなければならない。

2 前項の書類については、監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を受けなければならない。

(事業計画及び収支予算)

第36条 本会の事業計画書、収支予算書については、代表理事が作成し、総会の議決を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

(暫定予算)

第37条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表

理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講ずることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第38条 予算超過又は予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(剰余金)

第39条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第40条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第41条 本会は、総会の決議にその他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第42条 本会が解散する場合において有する残余財産は、総会の議決を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第8章 雑則

(委任)

第43条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の議決を経て、一般社団法人社会活動機構規則に定める。

第9章 附則

(最初の事業年度)

第44条 本会の最初の事業年度は、第34条の規定にかかわらず、当法人成立の日から平成27年9月30日までとする。

(設立時の役員等)

第45条 本会の設立時代表理事、理事及び監事は、次のとおりである。

設立時理事及び代表理事 松岡 保正

設立時理事及び代表理事 宮入 賢一郎

設立時理事 井出 寛

設立時理事 小坂 禎二

設立時理事 清水 満

設立時監事 中村 康德

設立時監事 永村 清造

2 この法人の設立時役員の任期は、第23条の第1項の規定にかかわらず、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期総会の終結の時までとする。

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第46条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

設立時社員 住所 長野県上水内郡飯綱町大字倉井3940番地

氏名 松岡 保正

住所 長野県長野市篠ノ井布施高田1282番地

氏名 宮入 賢一郎

(法令の準拠)

第47条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人社会活動機構設立のためこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成27年6月23日

設立時社員 松岡 保正

⑩

設立時社員 宮入 賢一郎

⑩

本定款は、設立の日から施行する。

平成28年11月29日 一部改正